

1 歯科医師

【現状と課題】

- (1)平成28年末現在の本県の医療施設従事歯科医師数は734人であり、人口10万人当たりで56.8人となっており、全国平均(80.0人)の約71%と下回っています。
- (2)本県の歯科医師は、市部を中心に概ね充足しているものの、歯科診療所が設置されていない自治体があるように、郡部では歯科医が充足していない地区もあります。
- (3)要介護者、障害(児)者に対する口腔ケアや摂食嚥下機能回復等のニーズに対応する歯科医師の確保が求められています。また、近年は、口腔ケアが誤嚥性肺炎の発症予防につながるなど、口腔と全身との関係について広く指摘されており、医科歯科連携の推進が求められています。

医療施設従事歯科医師数の状況(全国との比較)

(平成28年12月31日現在)

	青森県		全国人口10万対	対全国平均(%)
	実数(人)	人口10万対		
平成28年	734	56.8	80.0	71.0

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)

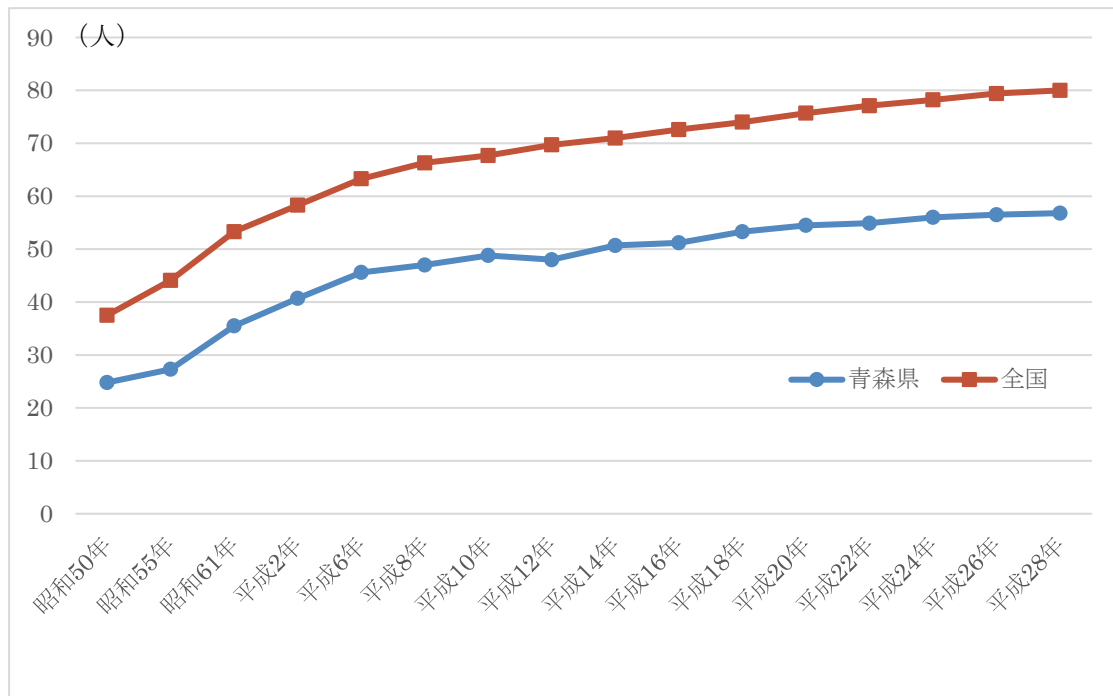
二次保健医療圏ごとの医療施設従事歯科医師数の状況

(平成28年12月31日現在)

二次保健医療圏	実数(人)	人口10万対	全国人口10万対	対全国平均(%)
津軽	192	66.5	80.0	83.1
八戸	176	54.9		68.6
青森	186	60.6		75.8
西北五	58	44.8		56.0
上十三	91	52.2		65.3
下北	31	42.3		52.9

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)

人口10万人当たりの医療施設従事歯科医師数の推移



資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」（厚生労働省）

【目標】

歯科診療・保健活動の地域偏在の解消等と歯科医師の資質向上を図り、県民に今後とも必要な保健医療を提供していきます。

【施策の方向と主な施策】

(1) かかりつけ歯科医の推進

患者の心身の特性に合わせた治療と歯科疾患の予防や口腔の継続的な管理を行うなど、県民が安心して健康管理を担わせることができる「かかりつけ歯科医」の普及定着を推進します。

(県、医療関係団体、医療機関)

(2) 歯科医師の資質の向上

一般的な歯科技術の向上のみならず、要介護者や障害（児）者に対する専門的な歯科医療に対応できるよう各種研修への参加を促進します。(県、医療関係団体)

2 薬剤師

【現状と課題】

平成 28 年末現在の本県の薬局・医療施設従事薬剤師数は 1,856 人であり、人口 10 万人当たりで 143.6 人となっており、全国平均（181.3 人）の約 79%で、全国ワースト 2 位となっています。

二次医療圏ごとの人口 10 万人に対する薬局・医療施設従事薬剤師数は、各医療圏とも全国平均を下回っており、特に西北五圏域（全国平均の約 56%）、上北圏域（全国平均の約 53%）及び下北圏域（全国平均の約 56%）が大幅に下回っておりますが、これらの圏域に薬局が少ないことが原因と考えられます。

近年は、病院における病棟業務の重要性が増していることや、医薬分業が進む中で、在宅医療における薬剤師に対する需要がますます高まり、服薬の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導を行なうため、薬剤師の確保が重要になっています。

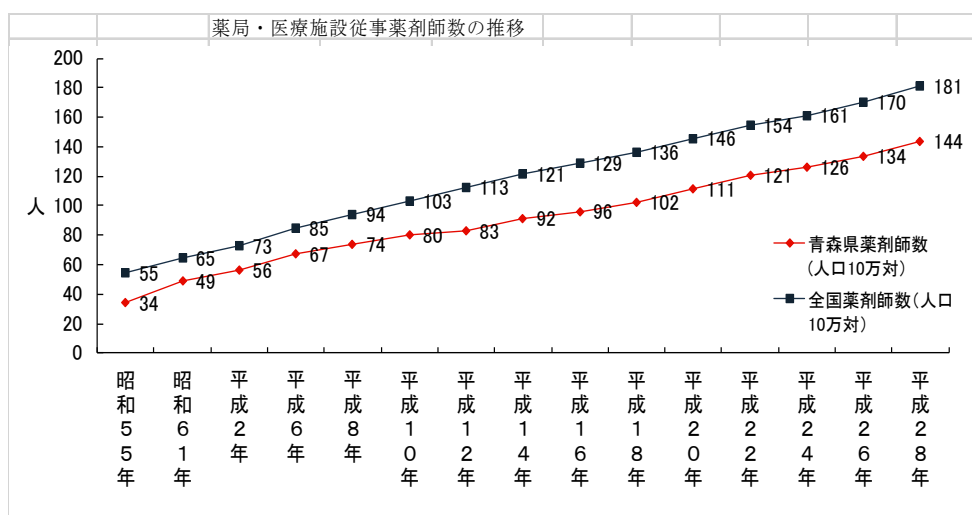
また、薬学教育 6 年制の開始や医療技術の高度化・専門化の進展に伴い、がん薬物療法等の専門分野における高度な知識技能を有する薬剤師の医療への関与も求められており、これら様々な役割に対応できる薬剤師の確保を進めて行くことが必要となります。

薬局・医療施設従事薬剤師数の状況（全国との比較）

（平成 28 年 12 月 31 日現在）

	青 森 県		全国人口 10 万 対	対全国平均 (%)
	実 数 (人)	人口 10 万対		
平成 28 年	1,856	143.6	181.3	79.2

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」（厚生労働省）



二次保健医療圏ごとの薬局・医療施設従事薬剤師数の状況

(平成 28 年 12 月 31 日現在)

二次保健医療圏	実数 (人)	人口 10 万対	全国人口 10 万対	対全国平均 (%)
津軽地域	480	176.4	181.3	97.3
八戸地域	446	150.5		83.0
青森地域	518	168.6		93.0
西北五地域	145	112.1		61.8
上十三地域	192	96.6		53.3
下北地域	75	102.3		56.4

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)ほか

【目 標】

薬剤師の育成と定着及び資質向上を図り、県民に今後とも必要な保健医療を提供していきます。

【施策の方向と主な施策】

本県の薬局・医療施設に従事する薬剤師数は全国平均の約 79%にとどまっていることから、引き続き下記施策を実施します。

(1) 薬局・医療施設従事薬剤師の確保

- ① 各種健康教室等で薬剤師に関する現状とPRを併せて行い、薬剤師に対する中高生への関心を高めることで、薬学部への進学動機づけを行います。(県・薬剤師会・薬系大学)
- ② 大学薬学部等の本県出身の薬学生等に対し、青森県内での就業を強く働きかけます。(県・薬剤師会)
- ③ 未就業薬剤師の就業促進を図ります。(県・薬剤師会)
- ④ 薬局・医療施設に対する適正配置について、法に基づき強く指導します。(県)

(2) 薬剤師の資質向上

- ① 青森県薬剤師会等と密接な連携を図りながら、医療機関における医療チームの一員としての薬剤師(臨床薬剤師)の育成とともに、かかりつけ薬局において医薬品の適正使用の推進を担う認定薬剤師の育成や健康サポート薬局における研修終了薬剤師の育成について支援します。(県、薬務関係団体等)
- ② 各種研修(知識・技術向上等)について、薬剤師及び関係機関へ周知を図ります。(県)
- ③ 青森県薬剤師会等が取り組んでいる薬学教育6年制に伴う薬学生の実務実習受入施設の確保や指導薬剤師の養成、並びに、がん診療連携拠点病院をはじめとする病院勤務薬剤師に対する、がん専門薬剤師研修への参画について支援します。(県、薬務関係団体等)

【達成目標】

全国平均レベルの薬局・医療施設従事薬剤師の確保を目指します。

【用語説明】

<認定薬剤師>

薬剤師免許取得後において、自らの資質及び専門性を向上させるための各種講習を受けた者で、一定基準を満たした薬剤師について(財)日本薬剤師研修センター及び(社)日本病院薬剤師会が認定した薬剤師

<指導薬剤師>

(財)日本薬剤師研修センターが認定する、病院・薬局において薬学生の実習を指導する薬剤師

<がん専門薬剤師>

(社)日本病院薬剤師会が認定する、「がん薬物療法」等の専門分野の知識・技能をもつ薬剤師

3 保健師、助産師、看護師・准看護師

(1) 保健師

【現状と課題】

保健師の就業者数は平成 28 年末で 636 人、人口 10 万人当たりの保健師数は 49.2 で、全国の 40.4 を上回っています。

このうち、都道府県・保健所・市町村の行政機関で就業する保健師は、全体の 81.3%となっており、市町村では 398 人で、平成 22 年末の 355 人に比べると 43 人増加しています。

介護保険法の改正により地域包括支援センターの設置等地域包括ケアシステムの推進、特定健康診査・特定保健指導制度の導入、がん対策、自殺対策、肝炎対策、虐待防止対策等の法整備があり、市町村が取り組むべき健康課題は複雑・多様化し、業務量も増大しています。また、保健部門以外にも保健師が配置される等分散配置となっています。

さらに、保健師にはソーシャルキャピタル（地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等）を活用した自助及び共助の支援や生活習慣病の発症予防に加え、重症化予防の徹底、地域特性を活かしたまちづくりや災害対策等を推進する活動が必要とされています。

そのため、市町村保健師が増員されていますが課題解決のためには十分ではなく、今後も市町村保健師の安定的な確保に加え、人材育成体制を含む市町村保健師活動体制を再構築し、市町村において効果的・効率的な保健活動を推進していくことが依然として重要な課題です。

県保健所においても、地域保健の広域的・専門的・技術的拠点としての機能を発揮するために、保健師の安定的確保と資質の向上が必要となっています。そのような中、平成 29 年度における県保健師の年齢構成は、34 歳以下の保健師が約 5 割を占めており、人材育成経験の少ない保健師が人材育成の役割を担うことになることから、保健師に求められる能力をキャリアラダーとして示した「青森県保健師の人材育成」を平成 28 年 5 月に作成し、県職員である保健師の人材育成を進めているところです。

なお、県保健所保健師及び市町村保健師に対しては、従前から計画的に各種研修を実施しているところですが、地域保健を取り巻く環境の変化に対応した効果的な保健師業務を推進するため、市町村保健師においても保健師に求められる能力をキャリアラダーとして示し、OJT や OFF-JT の充実等により、資質の向上を図る必要があります。

また、看護系大学の増加に伴い、地域で保健師が担当する実習生の人数や期間が増加する等、受け入れ側の負担が増しているものの保健師志望の学生が少なく、それに伴い募集しても保健師の採用ができない市町村もあります。このため、看護系大学と連携しながら適正な公衆衛生看護学実習に向けて、実習受け入れの調整や検討を進め、県内定着を図る必要があります。

○保健師の状況（全国との比較）

（平成 28 年 12 月 31 日現在）

	青森県		全国人口 10 万対	対全国平均
	総数	人口 10 万対		
平成 28 年	636	49.2	40.4	122%

資料：厚生労働省「衛生行政報告例」

○二次保健医療圏ごとの保健師の状況

(平成28年12月31日現在)

二次保健医療圏	実数	人口10万対	全国人口10万対	対全国平均
津軽	127	43.5	40.4	108%
八戸	136	41.2		102%
青森	139	44.2		109%
西北五	84	62.1		154%
上十三	101	56.6		140%
下北	49	63.9		158%

資料：厚生労働省「衛生行政報告例」

○就業場所別保健師の就業状況

(平成28年12月31日現在)

就業場所	実数(人)
都道府県	12
保健所	107
市町村	398
病院	17
診療所	17
訪問介護ステーション	3
介護保険施設等	10
社会福祉施設	9
事業所	24
養成所・研究機関等	18
その他	21

資料：厚生労働省「衛生行政報告例」

*保健所欄には、青森市保健所分を含む。

八戸市保健所は平成29年1月1日設置のため、市町村分を含む。

【目標】

県民が健やかで安心して暮らせる社会づくりを推進するため、保健師を安定的に確保し、段階的、計画的に育成していきます。

【施策の方向と主な施策】

(1) 保健師の安定的確保

- ① 看護系大学と連携し、公衆衛生看護活動を地域で実践できる保健師の育成に努めます。(県)
- ② 県及び市町村における保健師の確保促進に努めます。(県、市町村)
- ③ 保健師が安定的に確保され、地域に根差した保健活動の推進を図ります。(県、市町村)

(2) 保健師の資質の向上

- ① 青森県保健師研修体系や「青森県保健師の人材育成」に基づく各種研修の充実強化を図ります。(県)
- ② 効果的、効率的な保健師業務ができる人材育成システムを整備します。(県、市町村)
- ③ OB保健師の活用等により、保健師の資質の向上を図ります。(県、市町村)

【達成目標】

- ① 県保健師の年齢均衡が保てるよう計画的な採用を目指します。
- ② 県保健師が専門能力を獲得するため「青森県保健師活動指針」「青森県保健師の人材育成」等の活用を図ります。
- ③ 全市町村が青森県保健師研修体系に基づく各種研修を受講します。
- ④ OB保健師の活用等を図ります。

(2) 助産師

【現状と課題】

平成28年末の助産師の従事者数は、326人であり、人口10万人当たりで、25.2人となっており、全国平均（28.2人）の約89%。平成26年末に比べると助産師は、8人増加しています。

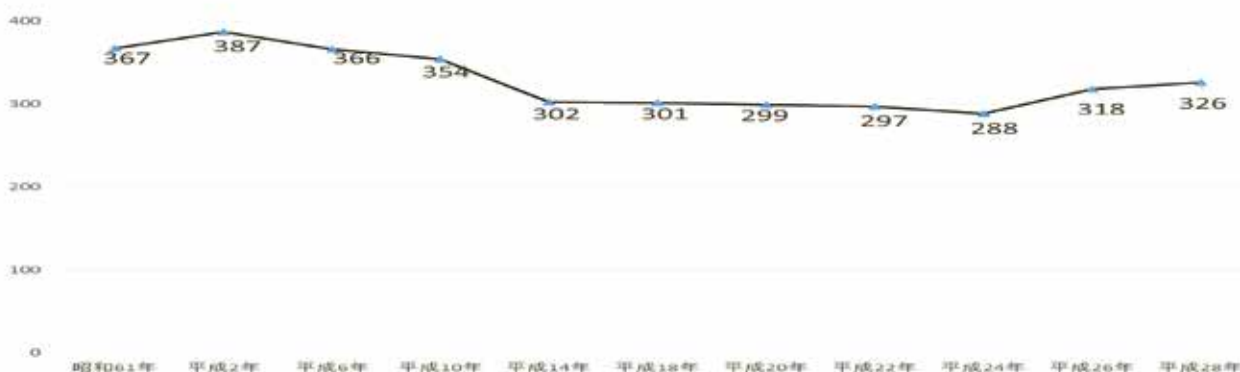
二次医療圏ごとの人口10万人に対する助産師数は、津軽圏域、八戸圏域では全国平均を上回っていますが、他の圏域は少ない現状となっています。

① 平成29年度現在、助産師を養成する施設は、県内には弘前大学医学部保健学科と青森県立保健大学の2大学あります。2大学とも定員10名程度の選択制ですが、実習施設や教員の不足等もあり、両大学合わせて10名程度の輩出となっています。

また、大学を卒業後、県外へ就業する助産師が80%程度の状況で、従事者数を増やすとともに県内定着を図る必要があります。

② 助産師には、正常な妊婦健康診査と分娩、異常分娩の緊急時への対応、ハイリスク妊産婦への妊娠・産褥期の生活支援、女性の性に関わる課題への対応など幅広い活動が求められるようになっていきます。近年の社会や女性の多様化したニーズに対応できる専門性の高い助産師を養成することが必要となります。

従事者数の推移（助産師）



資料「衛生行政報告例」（厚生労働省）

二次医療圏毎の助産師の状況

（平成28年12月31日現在）

二次保健医療圏	助産師		
	総数	人口10万対	対全国平均
津軽	99	33.9	120%
八戸	101	30.6	108%
青森	78	24.8	88%
西北五	20	14.8	52%
上十三	17	9.5	34%
下北	11	14.3	51%
青森県	326	25.2	89%

資料「保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届」

就業場所別状況

(平成28年12月31日現在)

就業場所別	助産師
病院	244
診療所	45
助産所	6
訪問看護ステーション	1
保健所	1
市町村	9
看護学校・養成所・研究機関	20
計	326

資料「保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届」

【目標】

助産師の養成・県内定着を図り、複雑化・多様化する社会のニーズに対応し、県民に必要な母子保健・周産期医療を提供していきます。

【施策の方向と主な施策】

県は、平成25年度に県内の助産師を含めた看護師等がワーク・ライフ・バランスを実現しつつ、ライフステージに応じてキャリアアップしながら働き続けられるよう、「青森県看護師等サポートプログラム」を策定しました。この「青森県看護師等サポートプログラム」に基づき、関係機関と連携しながら、「県内就労の支援」「キャリアアップ応援」「魅力ある職場づくり」を施策の柱として、総合的かつ一体的な看護師等確保対策を展開します。

① 県内就労の支援

ア 各医療機関等への補助を実施し、看護師が助産師資格取得のための推進を図ります。
(県・医療機関等)

② キャリアアップ応援

ア 助産師の出向支援システムの構築や他病院等との人事交流等の推進に努めます。

(県・関係団体・医療機関等)

イ クロックミップレベルⅢ認証制度などによる助産師の実践能力向上の推進に努めます。

(県・関係団体・医療機関等)

他「県内就労の支援」「キャリアアップ応援」「魅力ある職場づくり」に関する施策の方向等は、「看護師・准看護師」と同。

【達成目標】

助産師従事者数の増加

28年12月：人口10万対25.2人 → 全国平均並

【用語説明】

＜クロックミップレベルⅢ認証制度＞

助産実践能力が一定水準に達していることを客観的に評価する仕組みで、クロックミップのレベルⅢに至っていることを審査し認証する制度です。レベルⅢの認証を受けた助産師は、「アドバンス助産師」と称されます。日本の助産関連5団体(日本看護協会、日本助産師会、日本助産学会、全国助産師教育協議会、日本助産評価機構)によって創設されました。

(3) 看護師・准看護師

【現状と課題】

平成28年末の看護師及び准看護師従事者数は、12,789人、5,262人であり、人口10万人当たりで、989.1人、407.0人となっており、全国平均(905.5人、254.6人)の約109%、約159%となっています。平成26年末に比べると看護師は、515人増加、准看護師は、299人減少しています。

二次医療圏ごとの人口10万人に対する看護師数は、津軽圏域、八戸圏域、青森圏域では全国平均を上回っていますが、他の圏域は少ない現状となっています。一方、准看護師数は、全ての圏域で全国平均を上回っています。

① 看護師等を養成する施設は、県内には大学6校、3年課程2校、2年課程(全日制)1校、2年課程(定時制)4校、5年1貫課程2校、准看護師課程6校あり、年間およそ900人の看護師等を輩出しています。

県内の看護師等養成施設卒業生900人のうち、約半数が県内就業していますが、県外へ就業する看護師等が45%程度いる状況で、全国平均を大きく下回っており、県内定着を図る必要があります(平成28年3月卒業生:55.8%(全国平均74.0%))。

② 医療の高度化・専門化が進んでいる中、良質で安全・安心な医療を提供するため、看護職員の役割はますます重要になってきています。また、介護・福祉分野においても、入所者の高齢化や障害の重度化・複雑化が進展しており、看護師等の必要性が高まっています。さらに、医療依存度の高い居宅療養者が増えるなど、看護を提供する場も多様となっており、これらに対応していくため、資質の高い看護師等の確保・養成する必要があり、効果的な看護教育や臨地実習を行うために看護師等養成所における専任教員や実習指導者の質の向上を図る必要があります。

また、看護師等のキャリア志向に比べるとともに、県民に対する看護サービスの向上を図るため、看護師等のキャリアアップの応援を図る必要もあります。現在、専門看護師や認定看護師により、患者・家族への水準の高い看護を提供するだけでなく、看護実践を通して看護職に対し指導やコンサルテーションを行い、看護職員の資質向上に寄与しています。県内の専門・認定看護師の人数は年々増えており、平成29年5月現在では、専門看護師は5人、認定看護師は179人います。平成27年10月には、2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくために、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助(特定行為:21区分38行為)を行う看護師を養成し、確保していくため「特定行為に係る看護師の研修制度」が創設されました。平成29年6月現在では、県内において2名の研修受講者がいます。

③ 平成27年度における県内常勤看護職員の離職率は8.6%、新卒看護職員の離職率は7.0%となっています。一方、全国平均は、常勤看護職員離職率が10.9%、新卒看護職員離職率7.8%となっており、本県の離職率は全国平均を下回っています。

主な退職の理由は、健康問題、他施設への就業、労働条件や家庭の事情(結婚、妊娠・出産・育児、家族介護等)等が上げられています。一度離職すると医療・看護の進歩についていけず、潜在看護師となりやすいことから、ワーク・ライフ・バランスを考慮した働き方が求められ、医療機関等における自主的な勤務環境改善の取組が必要となります。

また、潜在看護師等の再就業促進のため、青森県看護協会にナースセンター事業を委託し、無料職業紹介や再就業促進のための研修会等を行い、再就業支援をしています。

従事者数の推移（看護師・准看護師）



資料「衛生行政報告例」（厚生労働省）

二次医療圏毎の看護師、准看護師の状況

（平成28年12月31日現在）

二次保健医療圏	看護師			准看護師		
	総数	人口10万対	対全国平均	総数	人口10万対	対全国平均
津軽	3,370	1155.4	134%	1,343	460.5	180%
八戸	3,356	1017.0	119%	1,219	369.4	145%
青森	3,381	1075.2	122%	1,210	384.3	151%
西北五	812	600.8	66%	525	388.4	152%
上十三	1,318	739.1	81%	729	408.8	161%
下北	552	719.3	79%	236	307.5	121%
青森県	12,789	989.1	109%	5,262	407.0	159%

資料「保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届」

就業場所別状況

（平成28年12月31日現在）

就業場所別	看護師	准看護師
病院	9,106	1,512
診療所	1,418	1,974
助産所	1	1
訪問看護ステーション	535	172
介護保険施設	873	1,215
社会福祉施設	354	316
保健所	8	4
都道府県	9	1
市町村	98	29
事業所	50	19
看護学校・養成所・研究機関	275	2
その他	62	17
計	12,789	5,262

資料「保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届」

【目標】

看護師・准看護師の養成・県内定着及び資質向上やキャリアアップを図り、県民に必要な保健医療を提供していきます。

【施策の方向と主な施策】

県は、平成25年度に県内の看護師等がワーク・ライフ・バランスを実現しつつ、ライフステージに応じてキャリアアップしながら働き続けられるよう、「青森県看護師等サポートプログラム」を策定しました。この「青森県看護師等サポートプログラム」に基づき、関係機関と連携しながら、「県内就労の支援」「キャリアアップ応援」「魅力ある職場づくり」を施策の柱として、総合的かつ一体的な看護師等確保対策を展開します。

青森県看護師等サポートプログラム				青森県健康福祉部医療業務課
青森県と関係機関が密接に連携し、県内で就業する看護職員をサポートします。				
キャリアパス	あこがれ 中高生	受験・入学 看護学生	進路決定 看護学生	結婚・出産・子育て 看護職員 新人 中堅 ベテラン
1 県内就労の支援	高校生の1日看護体験・進路説明会 (県看護協会・医療機関) 体験学習受入(医療機関) 出前講座、出前トーク(医療機関・養成校・県看護協会・県) オープンキャンパス(養成校)	就職相談会(医療機関・福祉関係機関・養成校・県) インターンシップ(医療機関・福祉関係機関) 施設紹介(医療機関・福祉関係機関) 修学資金貸与(県・養成校)	ナースセンター(県看護協会・県) 無料職業紹介、働き方・進路相談 潜在看護師の掘り起こし(県看護協会・県) 再就業支援(医療機関・福祉関係機関・県看護協会・県) U・Iターン促進(県・各関係機関)	
2 キャリアアップ応援		実習指導者養成(医療機関・県看護協会・県) 看護教員養成(養成校・県) 養成所運営費補助(県)	新人看護職員研修(医療機関・福祉関係機関・県看護協会・県) 認定看護師等養成(県・医療機関・大学) 特定行為に係る研修制度の推進(県・医療機関・関係団体) 実践能力に応じたキャリアアップのための継続研修(県看護協会・県・医療機関・福祉関係機関) 訪問看護の推進(県・県看護協会・医療機関・福祉関係機関) 助産師出向支援(県・県看護協会・医療機関) 他病院等との人事交流(医療機関・福祉関係機関)	
3 魅力ある職場づくり			ワーク・ライフ・バランス推進(医療機関・福祉関係機関・県看護協会・県) 新人看護職員の離職防止(医療機関・福祉関係機関・県看護協会・県) 処遇改善(医療機関・福祉関係機関) 病院内保育所等の設置・運営(医療機関・福祉関係機関) 医療勤務環境改善支援センター(県・労働局・医療機関)	
支援体制	青森県看護師等確保推進会議 看護師等養成校連絡部会			

① 県内就労の支援

- ア 教育基盤の安定のために、看護師等養成所の運営補助を実施します。(県)
- イ 質の高い看護師等を育成するために、実習指導者や専任教員の養成を促進します。(県・医療機関等・養成機関)
- ウ 経済的な状況に左右されず看護職を志すことができるよう、修学資金や看護職員資格取得特別対策事業により、県内定着を図ります。(県・医療機関等)
- エ 県内外の看護学生や潜在看護師等を対象に、県内の医療機関等の魅力等の発信やPRを図る機会を設け、県内就職を促進します。(県・関係団体・医療機関等)
- オ 看護師等の届出制度を活用し、離職後も一定のつながりを確保し、潜在看護師への就労の相談や復職支援などのナースセンター事業を実施し、再就業を促進します。(県・関係団体)

② キャリアアップ応援

- ア 関係間で連携し、現任教育の充実や特定行為研修等のキャリアアップできる体制づくりの推進に努めます。(県、養成機関、関係団体)
- イ 看護師等修学資金を実施し、准看護師が看護師になるための支援をします。(県)
- ウ 各医療機関等への補助を実施し、看護師が認定看護師や特定行為研修受講の推進を図ります。(県・医療機関等)

③ 魅力ある職場づくり

- ア 新人看護職員の離職防止等のために、新人看護職員研修事業費の補助を実施します。(県)
- イ 看護師等の雇用の質の向上のために、働き続けられる環境づくりの推進に努めます。(県・関係団体・医療機関等)
- ウ ワーク・ライフ・バランス等の実現のために、医療勤務環境改善支援センター等による医療機関の自主的な勤務環境改善の取組を支援します(県・関係団体・医療機関等)

【達成目標】

- ① 看護師等学校養成所の県内就業率
平成28年3月卒業生 55.8% → 増加
 - ② ナースセンター斡旋による就職者数
平成28年 280人 → 増加
 - ③ 認定看護師数
平成28年度 179人 → 240人
 - ④ 看護教員養成講習会未受講者数
平成28年度 16人 → 減少
 - ⑤ 新人看護職員離職率
平成27年度 7.0% → 6.8%
 - ⑥ 常勤看護職員離職率
平成27年度 8.6% → 8.1%
- (①から⑥は、青森県看護師等サポートプログラムにおいて設定)
- ⑦ 特定行為研修制度における指定研修機関又は協力施設の確保
 - ⑧ 特定行為研修受講看護師数
平成29年6月現在 2名 → 増加：年1名以上の受講

【用語説明】

<潜在看護師>

看護師の資格を持ちながら看護業務に就いていない看護師のこと。

<専門看護師>

専門看護師とは、日本看護協会専門看護師認定審査に合格し、ある特定分野において卓越した看護実践能力を有することが認められた者であり、その受験資格は、大学院修士課程終了者で規定の単位を取得し、実務経験が5年以上ある者です。

<認定看護師>

認定看護師とは、日本看護協会認定看護師認定審査に合格し、ある特定の認定看護分野において熟練した看護技術と知識を有することが認められた者で、その受験資格は5年以上の実務経験があり、認定看護師教育課程を修了している者です。

<特定行為に係る看護師の研修制度>

特定行為に係る看護師の研修制度とは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、保健師助産師看護師法の一部が改正され、平成 27 年 10 月から施行された制度です。

この研修制度は、医師又は歯科医師の判断を待たずに、看護師が手順書により行う特定行為（一定の診療の補助：21 区分 38 行為）を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的としたものです。

4 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

【現状と課題】

理学療法士（PT）は、厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、身体に障害のある人に対し、主として基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える理学療法を行なうことを業とする者です。県内に養成施設は3施設（定員90人）ありますが、平成26年10月1日現在における人口10万人当たりの本県の理学療法士従事者数は、病院・診療所が43.3人、介護老人保健施設が3.2人となっており、全国平均の60.7人、5.0人を下回っている状況にあります。

作業療法士（OT）は、厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、身体又は精神に障害のある人に対し、主として応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせる作業療法を行うことを業とする者です。県内に養成施設が3施設（定員90人）あること等から供給は比較的円滑であり、人口10万人当たりの本県の作業療法士従事者数は、病院・診療所が40.1人、介護老人保健施設が8.0人となっており、全国平均の33.2人、3.8人を上回っている状況にあります。

言語聴覚士（ST）は、厚生労働大臣の免許を受けて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人に対し、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者です。県内に養成施設が1施設（定員30人）あり、人口10万人当たりの本県の言語聴覚士従事者は、病院・診療所が9.3人となっており、全国平均の11.2人を下回っていますが、介護老人保健施設においては1.5人となっており、全国平均の0.7人を上回っている状況にあります。

今後も増加すると考えられる脳卒中や急性心筋梗塞等の疾病や障害発生後の早期リハビリテーションの提供のみならず、回復期、維持期におけるサービス提供、あるいは介護予防の観点から、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の役割はますます重要になっています。

病院・診療所、介護老人保健施設における理学療法士の従事者数の状況（全国との比較）

（平成26年10月1日現在）

	青森県		全国人口 10万対	対全国平均 (%)
	常勤換算(人)	人口10万対		
病院・診療所	572.4	43.3	60.7	71.3
介護老人保健施設	42	3.2	5.0	64.0

資料「医療施設調査・病院報告」、「介護サービス施設・事業者調査」（厚生労働省）

病院・診療所、介護老人保健施設における作業療法士の従事者数の状況（全国との比較）

（平成26年10月1日現在）

	青森県		全国人口 10万対	対全国平均 (%)
	常勤換算(人)	人口10万対		
病院・診療所	529.2	40.1	33.2	120.8
介護老人保健施設	106	8.0	3.8	210.5

資料「医療施設調査・病院報告」、「介護サービス施設・事業者調査」（厚生労働省）

病院・診療所、介護老人保健施設における言語聴覚士の従事者数の状況（全国との比較）
（平成 26 年 10 月 1 日現在）

	青 森 県		全国人口 10万対	対全国平均 (%)
	常勤換算(人)	人口10万対		
病院・診療所	122.2	9.3	11.2	83.0
介護老人保健施設	20	1.5	0.7	214.3

資料「医療施設調査・病院報告」、「介護サービス施設・事業者調査」（厚生労働省）

【目 標】

今後、高齢者の増加などによりリハビリテーションの需要が増す中で、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の養成確保及び資質の向上を図り、県民のニーズに応える保健医療を提供していきます。

【施策の方向と主な施策】

(1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の養成確保

医療機関や介護老人保健施設等における理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の養成確保、充実に努めます。(県、養成機関、医療機関・介護施設等)

(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資質の向上

知識、技能をはじめ、対象者と信頼関係を構築するためのコミュニケーション能力の向上など、関係者が協力し、教育、研修の充実に努めます。(県、養成機関、医療関係団体)

【達成目標】

病院・診療所、介護老人保健施設における理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の従事者数の対全国平均 100%以上を目指します。

5 管理栄養士、栄養士

【現状と課題】

管理栄養士・栄養士は、健康増進法や各関係法令、通知等に基づき、給食施設の喫食者や住民に対し適切な栄養管理を行い、食生活の面から疾病の治療や健康の保持増進、生活習慣病の予防等を図るために活動しています。

また、栄養ケア・マネジメントにより、管理栄養士には喫食者一人ひとりの栄養状態に合わせた対応が求められており、充実した栄養管理の実施には配置基準以上の管理栄養士・栄養士の配置が望まれます。

一方、保健事業を行う市町村に配置されている行政管理栄養士・栄養士は、乳幼児期から高齢期まで各世代に応じた栄養教育・栄養指導等を行い、住民の健康管理や生活習慣病予防等を図っています。

特に地域包括ケアの推進や、特定健診・特定保健指導を進める上で、その役割は一層重要なものとなっています。また、医療費適正化の観点からも、糖尿病重症化予防に向けて、適切な食習慣の啓発・定着に対する取組が求められます。

しかし、市町村における管理栄養士・栄養士の配置率は、平成29年6月1日現在において全国平均の88.1%と比べ、73.7%と低い状況にあり、未配置市町村における配置が望まれるほか、配置市町村においても管理栄養士・栄養士の配置が1名のみといった場合や、非常勤職員のみでの配置である場合が多く、健康づくり業務や地域包括ケアの推進を円滑かつ効果的に継続して実施するためには、正職員としての配置や複数配置が望まれます。

県では、保健所が実施主体となり、特定給食施設等に対する巡回栄養管理指導の実施や研修会を開催し、管理栄養士・栄養士の資質向上を図っているほか、市町村の管理栄養士・栄養士に対しても、その資質を維持・向上させるため、行政栄養士スキルアップ研修会を開催しています。

(参考)

特定給食施設（病院）における充足率（平成27年度）

	管理栄養士・栄養士のいる施設			どちらもない施設	合計	充足率
	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	施設数	
全国	5,656	21,077	11,435	3	5,659	99.9
青森県	54	152	176	0	54	100.0

資料：「厚生労働省衛生行政報告例」・「青森県保健統計年報（衛生行政報告例）」

特定給食施設（介護老人保健施設）における充足率（平成27年度）

	管理栄養士・栄養士のいる施設			どちらもない施設	合計	充足率
	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	施設数	
全国	2,808	4,266	3,119	3	2,811	99.9
青森県	49	48	75	0	49	100.0

資料：「厚生労働省衛生行政報告例」・「青森県保健統計年報（衛生行政報告例）」

行政管理栄養士・栄養士の市町村への配置状況（平成29年度）：保健所設置市を除く

	市町村数	配置市町村数	配置率	備考
全国	1,644	1,449	88.1%	平成29年6月1日現在
青森県	38	28	73.7%	平成29年6月1日現在

資料：「厚生労働省健康課栄養指導室調べ」

【目 標】

県民のヘルスリテラシー（健やか力）の向上を目指し、適切な知識や情報を得られる機会を増やすため、管理栄養士・栄養士の資質向上及び配置促進に努めます。

【施策の方向と主な施策】

（１）行政管理栄養士・栄養士の配置促進

- 自治体行政管理栄養士・栄養士の配置促進に努めます。（県、市町村、保健関係団体）

（２）管理栄養士・栄養士の資質の向上

- 県民の健康づくりや地域包括ケアの推進に寄与できる管理栄養士・栄養士の質の確保のため、研修会の参加等により資質の向上に努めます。（県、市町村、医療機関、給食を提供する施設、保健関係団体等）

【達成目標】

行政における管理栄養士・栄養士の全国平均以上の配置を目指します。

【用語説明】

<管理栄養士>

厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者（栄養士法第1条第2項）

<特定給食施設>

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定められたものをいう（健康増進法第20条第1項）

法第20条第1項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設とする（健康増進法施行規則第5条）

6 介護サービス従事者

【現状と課題】

本県の介護サービス従事者（介護職員・介護支援専門員等）は、平成28年10月1日現在で26,314人、65歳以上人口10万人に対して6,731人となっており、全国平均5,672人の約118%、うち介護福祉士は約116%、介護支援専門員等は約140%となっています。

また、介護保険施設に勤務している従業者は、定員100人当たりの常勤換算によると37.4人で、全国平均39.2人を下回っている状況です。

平成28年度介護労働実態調査によると、青森県の介護職員の離職率は、全国平均(16.7%)とほぼ同じ16.0%となっており、「従業員の過不足の状況」について「大いに不足」「不足」「やや不足」と回答している事業所は合わせて52.0%となっています。

団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年（2025年）に向けて、後期高齢者の増加とともに要介護高齢者が増大することにより、介護サービスや医療的ニーズの高まり、認知症高齢者の増加、施設入所者の重度化への対応等のため、介護サービス従事者の量及び質の充実が必要です。

【目標】

安定的なサービス提供のため、介護サービス従事者の養成、確保・定着及び資質の向上を図り、県民のニーズに応える保健・医療・福祉サービスを提供していきます。

【施策の方向と主な施策】

平成28年3月に策定した「青森県福祉・介護人材確保定着グランドデザイン」の3つの推進戦略に基づく取組を進めます。

（1）参入促進

- ① 県は、福祉・介護の仕事の魅力を伝え、理解促進とイメージ向上を進めること等により、新卒者のほか、中高年齢者、他産業からの転職者等、未経験者も有資格者も含め、多様な人材の参入を促進します。
- ② 関係団体が連携して、求職者が必要とする情報の公表、事業者の採用活動の強化等の取組を進めます。

（県、労働局、福祉人材センター、関係団体、養成施設）

（2）労働環境・処遇の改善による定着促進

- ① 県は、介護サービス事業所認証評価制度や事業所情報の公表により、人材確保・育成の取組の「見える化」を推進します。
- ② 関係団体が連携して、雇用管理改善により魅力ある職場づくりを推進し、職員の定着促進を図ります。

（県、労働局、福祉人材センター、関係団体、養成施設）

（3）資質の向上

- ① 県は、将来の見通しを持って働き続けるためのキャリアパス整備を推進します。
- ② 関係団体が連携して、未経験者でも本人の意欲・能力に応じてキャリアアップができる環境を整備します。

（県、労働局、福祉人材センター、関係団体、養成施設）

【達成目標】

- ① 高齢者が各自の意向や状態に応じて必要な医療や介護が受けられるよう、行政、関係団体、介護福祉士養成施設などオール青森の体制で、介護サービス従事者の確保、育成、定着を目指します。

- ② 県は、介護人材の資質向上等のために、研修受講時のフォロー体制を整備し、職員の経験年数・職位・意欲等に応じた研修受講を促進します。

(平成28年度県・関係団体等が開催する研修受講者数4,832人の維持)

表-1

介護サービス従事者の状況(全国との比較)

(単位:人)

区 分	青 森 県		全国65歳以上 人口10万対 (B)	対全国平均 (A/B)
	従事者数	65歳以上 人口10万対(A)		
総 数	26,314	6,731	5,672	118%
介護職員	23,201	5,935	5,105	116%
介護福祉士(再掲)	12,741	3,259	2,315	140%
介護支援専門員等	3,113	796	567	140%

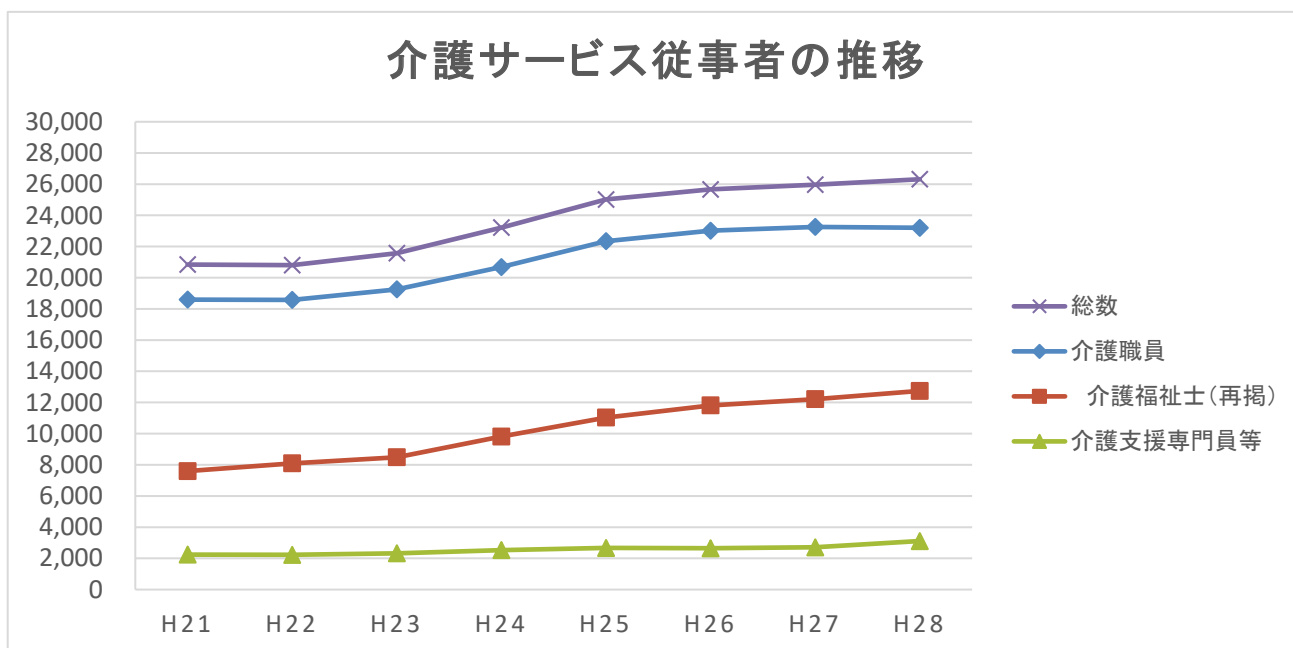
※ 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

常勤(専従、兼務)、非常勤を含む総計。

介護支援専門員等には、介護支援専門員の外に認知症対応型共同生活介護事業所などの計画作成担当者を含んでいる。

人口は総務省「平成27年国勢調査」

介護サービス従事者の推移



※ 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

常勤(専従、兼務)、非常勤を含む総計。

表－2

介護保険施設従事者の状況(平成28年)			(単位:人)			
区分			青森県		全国	
			定員100人当たり 常勤換算従事者数	常勤換算数	定員100人当たり 常勤換算従事者数	常勤換算数
介護老人 福祉施設	介護職員		41.9	2,149	43.5	212,638
		介護福祉士(再掲)	27.7	1,421	25.7	125,733
	介護支援専門員等		1.8	94	1.7	8,528
地域密着 型介護老 人福祉施 設	介護職員		54.4	501	55.1	25,997
		介護福祉士(再掲)	28.3	261	30.0	14,147
	介護支援専門員等		2.6	24	2.9	1,383
介護老人 保健施設	介護職員		31.3	1,648	32.0	108,598
		介護福祉士(再掲)	23.0	1,209	21.0	71,316
	介護支援専門員等		1.7	89	1.8	6,039
介護療養 型医療施 設	介護職員		29.9	240	30.8	16,982
		介護福祉士(再掲)	20.4	164	14.7	8,136
	介護支援専門員等		1.7	14	2.5	1,364
計	介護職員		37.4	4,538	39.1	364,215
		介護福祉士(再掲)	25.2	3,055	23.6	219,332
	介護支援専門員等		1.8	221	1.9	17,314
合計 (介護福祉士+介護支援専門員等)			27.0	3,276	25.4	236,646

※ 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

「地域密着型介護老人福祉施設(定員100人当たり常勤換算従事者数)、計、合計」は従事者数と定員数により積算。

7 その他の保健医療従事者

【現状と課題】

医学・医術の高度化、専門化の伸展、保健医療需要の多様化を背景に、従来からある診療放射線技師や診療エックス線技師、臨床（衛生）検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、歯科技工士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の他に、複雑化する社会の中で心理的問題を抱える者を援助する臨床心理士や公認心理師、保健・医療・福祉機関と連絡を取り社会復帰や在宅療養の相談援助を行う医療社会事業従事者などの専門職で対応する必要のある領域が広がってきています。

今後、医療関係機関等と連携を図りながら、適正な人材の確保を図るとともに、需要の動向を見守りながら、必要に応じ確保対策を検討していく必要があります。

病院・診療所における診療放射線技師等の従事者数の状況（全国との比較）
（平成26年10月1日現在）

	青森県		全国人口 10万対	対全国平均 (%)
	常勤換算(人)	人口10万対		
診療放射線技師	540.9	40.9	40.1	102.0
臨床検査技師	648.2	49.1	50.4	97.4
視能訓練士	27.5	2.1	6.1	34.4
臨床工学技士	161.1	12.2	18.7	65.2

資料「医療施設調査・病院報告」（厚生労働省）

歯科衛生士等の従事者数の状況（全国との比較）
（平成28年12月31日現在）

	青森県		全国人口 10万対	対全国平均 (%)
	実数(人)	人口10万対		
歯科衛生士	870	67.3	97.6	69.0
歯科技工士	564	43.6	27.3	159.7
あん摩マッサージ指圧師	592	45.8	91.6	50.0
はり師	411	31.8	91.4	34.8
きゅう師	395	30.5	89.8	34.0
柔道整復師	468	36.2	53.7	67.4

資料「衛生行政報告例」（厚生労働省）

臨床心理士数（全国との比較）
（平成28年7月1日現在）

	青森県		全国人口 10万対	対全国平均 (%)
	実数(人)	人口10万対		
臨床心理士	131	10.1	23.1	43.7

資料「都道府県別・臨床心理数と指定大学院・専門職大学一覧（平成28年7月1日現在）」

（公財）日本臨床心理士資格認定協会※人口は「人口推計(H28.10.1現在）」（総務省）の総人口

【目標】

県民の保健医療を支える各種保健医療従事者を確保し、今後とも県民に必要な保健医療を提供していきます。

【施策の方向と主な施策】

関係する医療機関と団体が連携・協力し、必要な人材の確保を図ります。

(県、医療機関、保健医療関係団体)

【用語説明】**<診療放射線技師>**

厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射することを業とする者をいいます。

<臨床検査技師>

厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査（心電図検査、心音図検査、脳波検査等）を行うことを業とする者をいいます。

<視能訓練士>

厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある人に対する両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行うことを業とする者をいいます。

<臨床工学技士>

厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作及び保守点検を行うことを業とする者をいいます。

<歯科衛生士>

厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師の指示の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする者をいいます。

- 1 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること。
- 2 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。

<歯科技工士>

厚生労働大臣の免許を受けて、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正措置を作成し、修理し、又は加工する歯科技工を業とする者をいいます。

<あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師>

厚生労働大臣の免許を受けて、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業とする者をいいます。

<柔道整復師>

厚生労働大臣の免許を受けて、柔道整復を業とする者をいいます。

<臨床心理士>

(公財)日本臨床心理士資格認定協会の認定を受けている心理専門職であり、心理カウンセラー、サイコセラピスト、心理士、心理相談員などさまざまな名称で呼ばれ、心理的な課題を抱える人に対して、臨床心理学に基づいた知識と技術で援助することを業とする者をいいます。

<公認心理師>

保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助等を行うことを業とする者をいいます。

平成29年9月15日施行の公認心理師法で国家資格として定められています。